

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
平成27年度G7富山環境大臣会合等資料作成業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年10月19日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 法人番号 8021005009182	本業務に係る業者を選定するため、企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は1者であった。企画審査委員会において企画書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関は、本業務の内容を的確に捉えており、業務の全体を統括する実施体制や仕様書の骨子にあたる部分について具体的な提案を示している点で高く評価され、提出された企画書が本業務を行う上で十分な内容であったことから、当方の提示した業務目的に合致し、審査基準を満たしていたことを確認した。以上の理由により、本請負業務の契約相手方として、公益財団法人地球環境戦略研究機関を選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	—	30,000,000	—	—	公財	国認定	1	—	27年度限りの業務	無
平成27年度アジア水環境改善モデル事業(マレーシアにおける浄化槽整備による生活排水処理事業)業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年5月1日	公益財団法人日本環境整備教育センター 東京都墨田区菊川2-23-3 法人番号 8010605002531	政府の新成長戦略の戦略分野の一つとして「アジア経済戦略」が位置付けられるなど、アジアの水ビジネス市場は将来的に大きな成長が見込まれていることから、我が国企業の保有する高い環境技術を活かした海外水ビジネス市場への参入が期待されている。本業務の実施に際しては、海外においてビジネスとして将来的に持続可能な水環境改善技術を有し、かつその技術を用いた実用可能な処理施設を用いて現場において実証試験を実施することが可能な技術力を有する者を選定を求め、候補となるアジアの特定地域での水環境改善プロジェクトに関し、最も水環境改善効果が高く、かつ事業としての実現性や将来の発展性の高い提案等を提出させ、技術を選定する方法が最も有効である。本事業者は「平成26年度アジア水環境改善モデル事業」の公募要領に従い公募(平成26年度から3年を想定)したところ、外部有識者等で構成される「アジア水環境改善ビジネス展開促進方策検討会(以下「検討会」という。))において、FS調査対象事業として選定され、平成26年度に実施したものである。平成26年度の事業実施報告を検討会で報告した結果、(公財)日本環境整備教育センターの浄化槽整備技術については、特に事業の水環境改善効果、当該国での普及可能性と実証の意義等が高く評価され、平成27年度も引き続き契約する者として相応しいものと検討会で判断された。このため、(公財)日本環境整備教育センターを本請負業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	—	18,980,344	—	—	公財	国認定	—	—	平成28年度で終了する事業	有
平成27年度環境放射線等モニタリング調査等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年4月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3 法人番号 6040005001380	本業務は、環境省が北海道利尻(国設利尻酸性雨測定所)等、全国10ヶ所の国設酸性雨測定所に設置している環境放射線等測定機器で収集した測定データや、各測定所の周辺で採取した環境試料の核種分析結果を専用のデータベースに蓄積し、測定所及びその周辺ごとの放射線レベルやその変動パターンを把握することを目的とする。また、本業務によって得られた測定データのうち、大気浮遊じん、大気降下物及び空間放射線(ガンマ線)線量率については、大気汚染防止法第22条第3項の規定に基づく放射線物質の常時監視の測定データとしても使用することを目的とする。従って、本業務を請け負う者については、これらの目的を達成するため、放射線等の測定・分析について、技術力に関する要件、業務実施体制に関する要件、業務実績に関する要件を満たしていることが必要である。平成26年度における業務の実施にあたり、「参加者確認公募方式による調達手続について」に基づき公募をかけたところ、提出期限までに参加希望書類を提出した者は1者のみであり、応募要件を満たしているか否かの審査を行った結果、提出のあった公益財団法人日本分析センターは応募要件を満たしていた。平成27年度業務においても、平成26年度に引き続き、原子力規制委員会が福島第一原発事故後に設置した250ヶ所の空間放射線量率データ及び大気浮遊じん等のデータの提供を受けて、環境放射線等モニタリング調査結果と併せて評価を行うことを予定している。そのため本業務では、平成26年度と同レベルでの評価基準及び評価方法により平成27年度に得られたデータを評価する必要があることから、本業務を実施可能な契約相手は平成26年度において環境放射線等モニタリング調査の試料分析を行った公益財団法人日本分析センター以外にない。以上の理由により、公益財団法人日本分析センターを本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規程に基づき随意契約を締結するものである。	—	55,360,800	—	—	公財	国認定	1	—	今後は、「参加者確認公募方式」による契約を行う予定	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成27年度第21回気候変動枠組条約締約国会議における情報発信事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年9月29日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 法人番号 8021005009182	本業務においては、我が国の取組が国際的に認知され、新たな枠組みにおいても適切に位置づけられることと目的としている。 本業務に係る業者を選定するため、企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は1名であった。書類審査の結果、業務実施方法等の企画書のCOP21において我が国政府の施策内容や国内民間事業者の優良事例等に関し発信を行うことへの提案の妥当性、具体性及び確実性と業務内容ごとの業務従事者の配置や役割分担等において高い評価を得ていることから、当該者を本委託業務の契約相手方として選定し会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	—	54,973,996	—	—	公財	国認定	1	—	業務等準備期間の確保等、1者応札・応募の改善に努めた。	有
平成27年度鳥類標識調査委託業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局長 生物多様性センター長 山 隆浩 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-14	平成27年4月9日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115 法人番号 2040005016886	会計法29条の3第4項 当該団体は、我が国唯一の鳥類の専門研究機関として、また、標識調査に不可欠なハンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、海外において標識調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体であり、これに代わる団体は存在しない。	—	34,450,000	—	—	公財	国認定	—	—	標識調査に不可欠なハンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられていること等により、他者への発注は困難。	有
平成27年度適応イニシアティブ推進のための地域横断的人材育成等に向けた調査・検討業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年5月26日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 法人番号 8021005009182	本業務の実施に当たっては、気候変動影響評価のため、気候データモデルの取り扱いを始め、農業、水資源、生態系、経済等各分野における影響評価の理論、手法、モデルの取り扱い、データ収集・利用等に関する専門的知識や高い技術力を必要とし、また、各国独自の法制度や規制等の下で横断的に対応できる部分と個別対応が必要な部分等複雑化している状況の下で、業務を実施する必要がある。さらに、アジア太平洋地域を中心とした広い範囲にわたる業務であるため、現地での業務遂行能力も重視される。 本業務に係る業者を選定するため、企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は2名であった。企画審査委員会において企画書の内容を審査した結果、(公財)地球環境戦略研究機関は、本業務の内容を的確に捉えており、業務の全体を統括する実施体制や仕様書の骨子にあたる部分について具体的な提案を示している点で高く評価され、提出された企画書が本業務を行う上で十分な内容であったことから、当方の提示した業務目的に合致し、審査基準を満たしていたことを確認した。 以上の理由により、本請負業務の契約相手方として、(公財)地球環境戦略研究機関を選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	—	39,999,000	—	—	公財	国認定	—	—	27年度限りの業務	無
平成27年度ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 梶形 浩史 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年10月20日	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階 法人番号 8010005018905	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の2に基づき、平成9年に全国唯一の情報処理センターとして指定されており、電子マニフェストシステムの運営、管理及びシステムに係るプログラム、データの作成等を行っている。また、同法第12条の5の規定等により、電子マニフェストの業務を行うことができるのは情報処理センターとして指定されている当センターのみとなっている。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知「公共調達適正化について」(財計第2017号)の1。(2)①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のイイ)「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められる。(会計法第29条の3第4項)	—	39,696,725	—	—	公財	国認定	1	—	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により契約相手特定される	有
平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務(バンドン市・川崎市の都市間連携による低炭素都市形成支援事業：二国間クレジット事業を用いた商業施設におけるエネルギー管理システム(EMS)導入)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成27年8月20日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 法人番号 8021005009182	本業務は、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった8件の中から外部専門家等からなる平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	—	15,000,000	—	—	公財	国認定	—	—	特になし (本事業は公募企画競争で実施しており、外部委員会を設置して厳正に審査する等、公平性・公正性の確保に十分努めている。)	無
平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務(ホーチミン市・大阪市連携による低炭素都市形成支援調査事業)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成27年4月24日	公益財団法人地球環境センター 大阪府大阪市鶴見区緑地公園2-110 法人番号 9120005012202	本業務は、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった8件の中から外部専門家等からなる平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。 以上の理由により、公益財団法人地球環境センターを本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	—	60,000,000	—	—	公財	国認定	—	—	特になし (本事業は公募企画競争で実施しており、外部委員会を設置して厳正に審査する等、公平性・公正性の確保に十分努めている。)	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		見直し	継続支出の有無
平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務(横浜市・ダナン市の「持続可能な都市発展に向けた技術協力」によるJCM案件形成支援調査事業)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成27年8月20日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 法人番号 8021005009182	本業務は、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった8件の中から外部専門家等からなる平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	25,000,000	-	-	公財	国認定	-	-	特になし (本事業は公募企画競争で実施しており、外部委員会を設けて厳正に審査する等、公平性・公正性の確保に十分努めている。)	無
平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務(横浜市・バタム市の都市間連携によるJCM案件形成支援事業)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成27年8月14日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 法人番号 8021005009182	本業務は、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった8件の中から外部専門家等からなる平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。 以上の理由により、株式会社三菱総合研究所を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	25,000,000	-	-	公財	国認定	-	-	特になし (本事業は公募企画競争で実施しており、外部委員会を設けて厳正に審査する等、公平性・公正性の確保に十分努めている。)	無
平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務(横浜市・バタム市の都市間連携によるJCM案件形成支援調査事業)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成27年4月13日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 法人番号 8021005009182	本業務は、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった21件の中から外部専門家等からなる平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	15,000,000	-	-	公財	国認定	-	-	特になし (本事業は公募企画競争で実施しており、外部委員会を設けて厳正に審査する等、公平性・公正性の確保に十分努めている。)	無
平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務(首都圏・バタム市の都市間連携による低炭素歴史都市形成支援調査事業)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成27年4月24日	公益財団法人地球環境戦略研究センター 大阪府大阪市鶴見区緑地公園2-110 法人番号 9120005012202	本業務は、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった8件の中から外部専門家等からなる平成27年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究センターを本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	35,000,000	-	-	公財	国認定	-	-	特になし (本事業は公募企画競争で実施しており、外部委員会を設けて厳正に審査する等、公平性・公正性の確保に十分努めている。)	無
平成27年度シマフクロウ保護増殖事業(給餌・監視・生息状況調査・巣箱設置等業務)	分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所 西山 理行 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階	平成27年4月1日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3丁目54番5号第10 田中ビル3階 法人番号 1011305001870	本業務では、シマフクロウ保護増殖事業の適切かつ効果的な実施のために、本種の分布、行動圏、生息・繁殖状況等に関して継続的な調査を行う。そのため、標識の装着により個体を識別し、性別、行動圏及び来歴等、個体の生息情報の収集・整備を進める。また、河川環境等、生息環境が改善するまでの暫定的措置として給餌を行うとともに、根室管内においてシマフクロウ生息地として関係者に周知されている2地域について巡視等する。さらに、シマフクロウ用の巣箱の設置等を行うものである。 本業務の実施に当たっては、シマフクロウの生態や生息状況に精通し、シマフクロウの繁殖等に影響を及ぼさないように事業を実施することができる高い技術力が求められる。 シマフクロウの生態・生息状況に精通する関係者との情報網を持ち、シマフクロウの生態に関して助言等を行う立場の専門家や、シマフクロウの行動予測を適切に行える技術者を有する者が一人のみ又は複数存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たって参加者確認公募方式を適用したところ、一人のみ応募があり、この1者は応募要件を満たしていた。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、受負契約の相手先として公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を締結することとする。	-	10,033,200	-	-	公財	国認定	1	-	本業務は、参加者確認公募方式で募集した結果、参加希望書類の提出は1者のみであった。なお、参加条件は本業務の実施に支障が生じない必要最小限の内容になっており特定の業者に限定されるものではない。	有
平成27年度環境研究総合推進費(持続可能な開発目標実現のための「ナノ」の研究)による研究委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成27年4月9日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 法人番号 8021005009182	環境研究総合推進費では、様々な分野における研究者の総力を結集して、学際的・国際的な観点から総合的に調査研究及び技術開発を推進し、もって環境の保全に資することを目的としている。 環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。当該課題は、標記環境研究企画委員会において、実施することが適切である旨、あわせて評価がなされている。 以上の理由により、当該者を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	48,479,000	-	-	公財	国認定	-	-	環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
平成27年度浄化槽情報基盤整備支援事業(その2)	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年9月16日	公益財団法人日本環境整備教育センター 東京都墨田区菊川2-23-3 法人番号 8010605002531	本業務を実施する業者を選定するため、企画競争により、企画書の公募を実施したところ、公益財団法人日本環境整備教育センター1社のみの提出であり、提案内容も妥当であると認められた。 以上のことから、公益財団法人日本環境整備教育センターの企画書を選定するとともに本業務の契約相手方とし、随意契約を締結するものである。(会計法第29条の3第4項)	-	24,840,000	-	-	公財	国認定	1	-	平成28年度は、当該業務のフォローアップ調査業務を実施予定	無
平成27年度全国野鳥保護のついで記念式典実施業務	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年4月20日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5 第10田中ビル3階 法人番号 1011305001870	本業務は愛鳥週間の中核行事として、(公財)日本鳥類保護連盟が主催して昭和36年から行われてきた。環境庁設置後の昭和47年からは同連盟・環境庁及び開催県の共催で行われ今日に至っている。 本業務の実施にあたっては、野鳥の保護に関する十分な知識を有するとともに、普及啓発活動を継続的に進めていることが必要とされ、式典には常陸宮殿下の御臨席を仰いで行われるものであるため、皇室が出席する同様の式典を開催した実績を有すること、式典に深く関連する野生生物保護功労者表彰等の表彰者の決定、次年度の全国野鳥保護のついで計画など年間を通じて運営ができることが本業務を行うにあたり必須の条件である。 (公財)日本鳥類保護連盟は普及啓発活動に十分な知見があり、当該業務においてこれまで野生生物保護功労者表彰の事務などを共同で行っているところ。また、宮家との調整についても、本ついででの御臨席を円滑に調整していることから、本業務を遂行することのできる唯一の団体である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき(公財)日本鳥類保護連盟を契約の相手方とするものである。	-	16,080,000	-	-	公財	国認定	-	-	本業務は、(公財)日本鳥類保護連盟が発足当初からの主催者であり、環境省が昭和47年度から共催者となっている。また普及啓発活動を継続的に進めており、宮家との調整及び式典の運営を円滑に遂行できる唯一の団体であるため、随意契約によらざるを得ない。	有
平成27年度二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業を利用した案件実施への参画促進事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年9月29日	公益財団法人地球環境センター 大阪府大阪市鶴見区緑地公園2番110号 法人番号 9120005012202	本業務は我が国の実施する二国間クレジット制度(JCM)への民間事業者等の参画を一層促進することを目的として、民間事業者等へのJCMの普及・啓発に資する各種資料の作成や説明会等の企画・運営等やそれらの活動を通じた具体的な削減プロジェクトの実施等に係る需要の掘り起こし及び投資促進に資する取組を行うものである。 本業務に係る業者を選定するため、企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は1者であった。 提出された有効な企画書につき、地球環境局内に設置した企画審査委員会において審査を行った。厳正な選考の結果、JCMへの民間事業者等の参画の一層の促進に向けた効果的・効率的な取組実施のために必要と考えられる。業務に対する十分な理解度が認められ、JCMの普及・啓発に資する各種資料の作成や説明会・個別相談会の実施手法等についての提案が高く評価された公益財団法人地球環境センターによる提案が、当該業務の目的に合致し、優秀であると判断した。 このため、公益財団法人地球環境センターを本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	39,285,919	-	-	公財	国認定	1	-	27年度限りの業務	無
平成27年度日中トキ生息保護協力業務	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 金田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年7月28日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5 第10田中ビル3階 法人番号 1011305001870	本業務の実施にあたっては、 ① トキ保護増殖事業計画、日中共同トキ保護計画及び日中トキ保護協力の経緯等について理解している者やトキの生息やそれを取り巻く生息環境等に関する経験及び知識を持つとともに、トキの保護に向けた科学的知見を持っている者を有していること。 ② 我が国とは体制・社会慣習等の異なる中国における円滑な業務の実施を図るため、中国のトキ保護増殖にかかる団体、専門家等と緊密な人脈・ネットワークを有し、かつ十分な信頼関係が構築され、中国への渡航経験を有し、社会環境等にも精通した者を有していること。 ③ トキを含めた希少鳥類の輸出入、運搬等に関する業務や関与の実績を有することが必要である。 公益財団法人 日本鳥類保護連盟は、トキを始めとする鳥類に関する専門家を有し、平成7年度～平成10年度中国トキの生息環境保護に関する調査協力事業及び平成11年度～平成26年度日中トキ生息保護協力業務を実施し、また、これまで我が国と中国とのトキ個体の交換の全てを実施しているため、上記の要件を十分に満たしている。 また、上記の条件を満たす者が1者のみ又は複数存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定にあたっては、平成19年度から参加者確認公募方式を適用したところ、参加希望書類については、公益財団法人日本鳥類保護連盟1者のみから提出があった。過去6回参加者確認公募方式により、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外に契約相手方となり得る業者を公募によって確認したが、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外の応募は皆無であったため、本業務を実施できる者は、公益財団法人日本鳥類保護連盟のみであると判断される。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約者として、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を結ぶものである。	-	14,500,000	-	-	公財	国認定	-	-	平成19年度から参加者確認公募方式を適用したが、平成24年度まで応募は公益財団法人日本鳥類保護連盟1者のみからであったため、平成25年度以降は随意契約としたもの。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成27年度北西太平洋地域海行動計画活動推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年4月1日	公益財団法人環日本海環境協力センター 富山県富山市牛島新町5-5 法人番号 5230005000125	北西太平洋地域海行動計画(以下「NOWPAP」という。)とは、閉鎖性の高い国際海域の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)が推進する「地域海計画」の一つである。 NOWPAPは日本海及び東海をその対象海域とし、1994年(平成6年)9月に韓国で開催された第1回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの4カ国によってその設立が採択され、その後各種活動が進められている。 1999年4月の第4回政府間会合において、地域活動センター(RAC)の配置が決定され、我が国においては、富山県にリモートセンシングや新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価し管理するための「特殊モニタリング・沿岸環境評価に関する地域活動センター」(以下「CEARAC」という。)が設置された。 富山県を本拠地とする公益財団法人「環日本海環境協力センター」は、海洋における環境モニタリング、リモートセンシング、環境影響評価、コンピューターサイエンスなどを含む様々な科学分野の熟練者や専門家を擁していることが評価され、第4回政府間会合においてCEARACに指定され、今日に至るまでその活動を継続してきている。 以上のような経緯から、本事業は平成18年8月25日付財務大臣通知(財計第2017号)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合のイの(ロ)「条約等の国際的取決めに伴い、契約の相手が一に定められているもの」に該当し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に当たることから、随意契約を行うものである。	-	19,400,000	-	-	公財	国認定	-	-	当業務は、「条約等の国際的取決めに伴い、契約の相手が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は、目的が競争を許さない場合として、契約相手方は、公益財団法人環日本海環境協力センターである必要がある。引き続き随意契約の必要がある。	有
平成27年度里山における持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業(木質バイオマス)委託業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局長 中山 隆治 山梨県富士吉田市上吉田剣丸597-11	平成27年4月23日	公益財団法人日本自然保護協会 東京都中央区新川1-16-10ミトビル2F 法人番号 7010005016562	会計法29条の3第4項 本業務の実施にあたり企画書募集要領に従い企画書を募集したところ、有効な応募者は2者であり、企画書審査委員会において企画書の内容を審査した結果、公益財団法人日本自然保護協会は業務の理解度、実施方法等の提案などの点で高く評価され、契約候補者として最もふさわしいものと判断された。	-	29,900,000	-	-	公財	国認定	2	-	平成28年度業務においては、より競争性の高い一般競争入札(総合評価落札方式)にて調達を実施した。なお、本業務は平成28年度限りの予定である。	有
平成27年度環境研究総合推進費(沿岸海域管理のための統合数値モデル構築)による研究委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 小林 正明 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年4月9日	公益財団法人国際エメックスセンター 兵庫県神戸市中央区臨浜海岸通1丁目5番2号 法人番号 9140005020178	本委託業務は、環境研究総合推進費による研究のうち、「沿岸海域管理のための統合数値モデル構築」を、公益財団法人国際エメックスセンターへの委託により実施するものである。 環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。本研究課題は、平成26年度環境研究総合推進費において、平成30年度までの研究課題として公益財団法人国際エメックスセンターが実施することが適切であるとして採択されたものであるが、現時点で研究は順調に推移しており、平成27年度も公益財団法人国際エメックスセンターにおいて引き続き研究をおこなうことが適切であると環境研究企画委員会に判断された。 以上の理由により、公益財団法人国際エメックスセンターを本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	39,667,866	-	-	公財	国認定	1	-	環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。本研究課題は、平成26年度環境研究総合推進費において、平成30年度までの研究課題として公益財団法人国際エメックスセンターが実施することが適切であるとして採択されたものであるが、現時点で研究は順調に推移しており、平成27年度も公益財団法人国際エメックスセンターにおいて引き続き研究をおこなうことが適切であると環境研究企画委員会に判断され、実施しているもの。	有
平成27年度環境研究総合推進費(陸棚・島嶼を含む国際的閉鎖海域・日本海の世界管理法の開発)による研究委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 小林 正明 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年4月9日	公益財団法人環日本海環境協力センター 富山県富山市牛島新町5番5号 法人番号 5230005000125	本委託業務は、環境研究総合推進費による研究のうち、「陸棚・島嶼を含む国際的閉鎖海域・日本海の世界管理法の開発」を、公益財団法人環日本海環境協力センターへの委託により実施するものである。 環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。本研究課題は、平成26年度環境研究総合推進費において、平成30年度までの研究課題として公益財団法人環日本海環境協力センターが実施することが適切であるとして採択されたものであるが、現時点で研究は順調に推移しており、平成27年度も公益財団法人環日本海環境協力センターにおいて引き続き研究をおこなうことが適切であると、環境研究企画委員会にて判断された。 以上の理由により、公益財団法人環日本海環境協力センターを本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	26,323,193	-	-	公財	国認定	1	-	環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。本研究課題は、平成26年度環境研究総合推進費において、平成30年度までの研究課題として公益財団法人環日本海環境協力センターが実施することが適切であるとして採択されたものであるが、現時点で研究は順調に推移しており、平成27年度も公益財団法人環日本海環境協力センターにおいて引き続き研究をおこなうことが適切であると、環境研究企画委員会にて判断され、実施しているもの。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
平成27年度環境経済の政策研究委託業務(2050年までの温室効果ガス大幅削減に向けた経済的措置に関する調査・検討)	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 小林 正明 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年7月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11 法人番号 8021005009182	「環境経済の政策研究」は、環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるため、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について、研究者と行政担当者が緊密な連携を図りながら行政ニーズに直接対応した調査研究を行うことを目的として、平成21年度から予算化されている。 第Ⅲ期となる本政策研究については、研究期間を平成27年度から平成29年度に定め、行政ニーズに応じた研究テーマを環境省において設定し、競争的資金に準じた公募による随意契約を行うことを契約委員会に諮り了承を得たところであり、応募のあった研究計画については、平成27年6月12日に開催した外部有識者で構成する「審査・評価会」にて議論し、本研究を含む11課題を採択することとした。 このことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、公益財団法人地球環境戦略研究機関を契約相手方として選定し、随意契約を締結するものである。	—	11,136,113	—	—	公財	国認定	1	—	平成27年度から3カ年を前提として実施している事業であるが、事業採択時に外部有識者による審査・評価会にて検討を行うとともに、次年度以降の事業継続の必要性についても、毎年度末に外部有識者による審査・評価会で検討することとしている。	有
平成27年度コベネフィット・アプローチ推進に係る国際パートナーシップ等事務局業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年6月10日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 法人番号 8021005009182	アジア・コベネフィット・パートナーシップ(ACP)は、2010年11月に、アジアの環境所管官庁及び国際機関関係者の賛同を得て設立された。設立の際に承認された作業計画において、ACP事務局を財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)が担うことが明記されている。 また、国際応用システム分析研究所(IIASA)は、国際的な研究機関であり、我が国は設立以来の加盟国である。2011年2月に開催された日本委員会において、IIASA日本委員会規約に基づき日本委員会事務局について協議が行われ、IGESが、国際的な立場における各国政府への信頼性および実績を有し、環境省に代わり各国政府との連絡調整を行うことができるネットワークを有していることから、IIASA日本委員会の事務局となることが了承された。 会計法第29条の3第4項	—	14,700,000	—	—	公財	国認定	—	—	本業務は、「条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は、目的が競争性がない場合として、契約相手方は、(公財)地球環境戦略研究機関である必要があり、引き続き随意契約によらざるを得ない。	有

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。